平成２４年（フ）第１６２７号
愛知県豊明市新田町中ノ割117番地の２
破産者　岡田機工株式会社
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７０７号
名古屋市中村区竹橋町34番11号
破産者　株式会社ディテクト
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７３７号
名古屋市西区栄生１丁目34番12号
破産者　有限会社王子警備保障
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８３号
鳥取県鳥取市北園２丁目223番地
破産者　有限会社アヴェニール
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０３号
鳥取県鳥取市古海635番地13、旧住所鳥取県鳥取市丸山町223番地17
破産者　岡本　晋二（旧姓下根）
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０６号
広島県東広島市西大沢２丁目１番10号
破産者　株式会社ヤマトメック
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５号
大分県豊後大野市三重町菅生921番地１
破産者　株式会社原建
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第３２号
大分県豊後大野市三重町菅生431番地８
破産者　有限会社原運輸
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２４年（フ）第９１９号
東京都立川市西砂町１丁目66番地の７
破産者　有限会社鈴生護謨
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９２０号
東京都立川市西砂町１丁目66番地の７
破産者　鈴木慶太郎
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９３５号
東京都東久留米市下里２丁目15番５号
破産者　株式会社日本電信
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９３６号
東京都東久留米市下里２丁目15番５号
破産者　矢野　剛人
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０５２号
東京都調布市染地２丁目52番地77
破産者　ふじ青果合同会社
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０５３号
東京都調布市染地２丁目52番地77富士77
２－３号室
破産者　後藤　明子
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２５０号
横浜市都筑区見花山14―７　フラワーベル見花山105号室、商業登記簿上の本店所在地横浜市都筑区荏田南５丁目20番10―403号
破産者　有限会社ようこそ
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６５４号
岐阜県羽島郡笠松町北及1699番地の１
破産者　喜多工業こと　喜多　輝男
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１４３号
岡山県岡山市南区北七区469番地２、申立時の住所岐阜県羽島市福寿町本郷177番地６
破産者　神原　利昭
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２９６号
静岡県掛川市本郷1967番地
破産者　有限会社三和建設
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１１７９号
京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町901番地京都駅ビル10Ｆ
破産者　株式会社ＬＯＧ　ＫＩＴ　Ｊｒ.
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３２４号
岡山県笠岡市金浦1028番地２
破産者　株式会社魚柳商店
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
山口県熊毛郡田布施町大字波野391番地３
破産者　有限会社一力
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第５１号
高知県土佐清水市足摺岬535番地
破産者　株式会社ホテルビロー園
１　決定年月日　平成25年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所中村支部